

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（1/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
霞堤地区浸水被害軽減対策フォローアップについて				
1	霞堤地区防災情報ポータルに道路情報が表示されていない。国土交通省が公開している「川の防災情報」においても、金沢地区の霞堤内が見られない状況である。いつ復旧するのか。	CCTV の不具合に関しては確認しており、原因の究明を行っているが、時間を要している。 この場で明確な対応完了時期は回答できないが、可及的速やかに CCTV を交換したいと考えている。	国	[補足] 霞堤地区防災情報ポータルに道路情報提供システム及び道路交通情報へのリンクを貼り付けました。 CCTV カメラは設定上の不具合が出ていましたが、R7.9 月時点では解消されています。
2	消防署の方に CCTV 画像が見られない事を伝えたが、消防の方は CCTV 画像が見られない事を把握していなかった。 河川巡視等が必要な状況で、関係機関に情報共有はきちんとしていたのか。 巡視の体制を整えるといった対応はできないのか。	関係機関へは現状、ホームページ上で、CCTV 画像が見られない事象を共有するだけにとどまっている。 消防署の方には共有されていませんでしたので今後、情報共有する。	国	[補足] 減災協議会などを通じて、防災機関へ川の防災情報の活用を啓発していきます。 河川巡視については、国、自治体それぞれの役割に基づき実施しています。
3	金沢橋の橋脚に量水標があるが、金沢地区からは遠くて見られない。 目視確認をしたいが、樹木や竹やぶに妨げられてしまう。 竹やぶに関しては以前要望を出して伐採してもらったが、ここ 2、3 年は樹木、竹藪の繁茂により、再び目視できない場所が増えている。	維持管理の部署に情報共有し、現地状況を確認した上で対応を検討していく。	国	
豊川霞堤地区の防災情報入手方法について				
4	簡易水位計が 0.7m を超えると県道の浸水が始まると記載がある。 過去に、道路冠水開始設定箇所を「丸彰建設前の県道」と決めたが、浸水して 1m にもなる状態で浸水開始という言葉は使うべきではない。 市道の河川カメラ設置箇所が浸水したら、その時点で浸水開始なのではないか。 提案としては浸水開始ではなく道路冠水という表記にしたい。 誤解を与える表現はやめてほしい。	誤解を生む表現は改めていきたい。	国	
5	過去の実績では下条地区では 6.2m で道路冠水している。 過去には 5.5m でも浸水実績があり、昨年は 4.66m で浸水ギリギリだった。 なぜ 6.2m のままなのか。	浸水開始水位の目安については、検討当時の実績を参考に定めております。	国	

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（2/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
6	危険水位の設定要領には、氾濫危険水位以下で「小規模な被害が起こる恐れのある区域がある場合には、これらの区域に対し、別途、洪水時の情報提供等について検討する。」との記載がある。 先程、小規模の洪水との発言があったが霞で起こる洪水が小規模と行政は認識しているのか。	霞の浸水が小規模とは決して考えていないが、霞堤の浸水は氾濫危険水位以下の洪水被害であるとの認識である。	国	
7	小堤で低い堤防を作り、水が溢れる状況にすることは、自然的な浸水と言えるのか。 なぜ氾濫発生情報の運用を適用外とするのか。 実質的に遊水地として扱っているのではないか。	ご意見はお伺いした。	国	〔補足〕 霞堤地区の氾濫発生情報については、河川特性や霞堤地区の地域条件から指定河川洪水予報に基づく発令の対象とせず、別に「個別対応箇所」として発令していきます。 豊川霞堤の堤内地区（金沢地区等）は、河川管理施設としての遊水地ではないことから河川区域に指定しておりません。
8	霞堤を閉め切った場合の水位上昇は、計画規模の洪水を対象としているのか。 なぜ水位が計画高を上回っているのか。 T.P.+27.04m が計画高でよいのか。 先程指摘したとおり、流量を混同しているのではないか。 都合のよい資料になっている印象を持ってしまう。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 「霞堤がなくなった場合の水位上昇」の図は、整備計画規模の洪水を対象として、現況（整備計画策定時）の河道で霞堤の有無による水位の変化を表しており、霞堤を締め切った場合（霞堤無し）は計画高を超えてしまう箇所が生じてしまいます。 T.P.27.04mは石田地点の計画高水位の標高値です。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（3/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画の改定について				
9	異議申立書でも追求している内容だが、浸水被害軽減の効果について、計画完了後に昭和 44 年 8 月洪水が再来したときの浸水面積が、約 40ha から約 10ha に減少すると記載がある。 当初は 180ha が 100ha に減ると説明を受けていた。 この浸水被害軽減計画は、昭和 44 年 8 月洪水ではなく、平成 23 年 9 月洪水規模に間違えており、この数字ではおかしいという指摘をしてきた。 指摘に対して精査はしないのか。	後日、改めて整理して説明をさせていただく。	国	〔確認結果〕 浸水被害軽減の効果については、公表した時点における小堤高の設定の違いによって、浸水面積や効果量が異なります。 浸水面積を約 180ha から約 100ha に軽減させるとした公表資料は、平成 15 年 8 月洪水を河道改修+設楽ダムを整備と合わせて浸水被害を防御する小堤高とし、昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の浸水を算定したものです。 浸水面積を約 40ha から約 10ha に軽減させるとした現在の被害軽減対策計画は、戦後第 3 位となる平成 23 年 9 月洪水を河道改修+設楽ダムを整備と合わせて浸水被害を防御する小堤高とし、昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の浸水を算定したものです。
10	豊川水系河川整備計画(H13.11、H18.4 一部変更)で定めた河川整備計画完了後に昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の浸水範囲とあるが、昨年度資料と全く整合性が取れていない。 下ノ郷の排水機場が青線の範囲に含まれるのは、これは内水ということか。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 昨年度の資料は、昭和 44 年 8 月洪水が再来した際の豊川からの氾濫を対象に浸水範囲をお示ししたものです。 今年度の資料は、豊川からの氾濫に加えて、霞堤内の支川や雨水による浸水範囲も合わせて示しています。 下ノ郷の排水機場（豊川市金沢町上川原地先）周辺は、霞堤内の支川氾濫や雨水による浸水範囲となっています。
11	昨年、整備計画後に昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合は、T.P.+14.5m で浸水し、浸水範囲が繋がると説明を受けたが、資料では繋がっていない。 当初 180ha と説明した浸水面積が、これまでの河道改修等により 40ha に減るのであれば、完成堤を作って河道掘削も行うことで、浸水被害はゼロにできるのではないか。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 昨年度の資料は、昭和 44 年 8 月洪水が再来した際の豊川からの氾濫を対象に浸水範囲をお示ししたものです。 今年度の資料では、豊川の氾濫に加えて、霞堤内の支川や雨水の浸水範囲も合わせて示しています。 豊川全川を完成堤により整備した場合、整備計画目標流量の流下時に豊川全川において水位が上昇するため、その対策を整備計画期間内で実施することは困難であることから、現在の整備計画に基づく河川整備（河川改修+小堤整備+設楽ダム）を進めてまいります。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（4/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
12	過去の出水資料の公表当時の試算で浸水面積が 100ha だったのか。 定義だと 100ha が 10ha まで減るのか。 小堤等の条件が一緒であれば、通常の河道整備で 90ha 分の浸水面積は削減できる。 その削減分で堤防が作れるのではないか。 10ha は内水も考慮した浸水範囲なのであれば、堤防を作り、内水は豊川市の方で対応すれば浸水なしになるのではないか。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 浸水被害軽減の効果については、公表した時点における小堤高の設定の違いによって、浸水面積や効果量が異なっています。 浸水面積を約 180ha から約 100ha に軽減させるとした公表資料は、平成 15 年 8 月洪水を河道改修+設楽ダムの整備と合わせて浸水被害を防御する小堤高とし、昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の浸水を算定したものです。 浸水面積を約 40ha から約 10ha に軽減させるとした現在の被害軽減対策計画は、戦後第 3 位となる平成 23 年 9 月洪水を河道改修+設楽ダムの整備と合わせて浸水被害を防御する小堤高とし、昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の浸水を算定したものです 上記は外水氾濫を対象とした算定であり、内水氾濫は考慮されていません。
13	流量計算に関しても、零点高の変更や河床の低下により低水位になっている。 水位の上昇量で考えると、一昨年の洪水の際は、昭和 44 年 8 月洪水時とほぼ同規模の出水が発生している。 資料を見ると、平成 23 年 9 月洪水時よりも流量が少ないが、なぜ浸水面積が増えるのか。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 豊川の出水や霞堤内の浸水は、河道の整備状況や降雨状況・降雨分布などによって洪水毎に異なります。 昭和 44 年 8 月洪水は上流域を中心とした降雨分布であり、令和 5 年 6 月洪水は、下流域に線状降水帯が発生するなど、豊川本川に加え堤内地の支川や雨水による浸水被害が発生しています。
14	観測所流量の関係について石田、当古、東上の整合性がとれていない。 しっかり精査してほしいと要望を出したが、要望に沿った資料になっていない。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 各観測所の流量については、技術基準に基づき適正に観測を実施しています。 豊川の各観測所の水位については、河道の整備状況や降雨状況・降雨分布などによって洪水毎に異なり、かならずしも上下流において一定の上下関係ではありません。
作業部会等の意見・回答の公表について				
15	いくつかの意見に対し、精査中で後日説明とあるが、説明はいつする予定か。 補償の問題なら担当部署が違うという回答であるが、それならば担当部署と話をして、その内容を回答すればよい。 担当部署が違うから担当部署を紹介される。 その部署に我々が行くと調整が必要と言われる。 各部署の所掌は、行政間でどのようなになっているのか。	補償の内容に沿って、関係する機関・部署で担当することになっている。	国 県 市	

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（5/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
16	「作業部会等の意見と回答の公表について」の資料は、文字が小さすぎて読めない。	この資料は、豊川河川事務所のホームページ上で作業部会等の意見・回答の公開していることを紹介するための資料であり、詳細はホームページを見ていただきたい。	国	
17	ホームページにアクセスできない人への対策はしているのか。 していないのであればそういった対策を講じてほしい。 高齢者等は見捨てられているという印象を持ってしまう。 次回の地元説明会では、高齢者でも読める大きさの文字で資料を再配布してほしい。	承知した。	国	
内外水浸水シミュレーション結果について（S44.8月洪水 1/5、1/10、実績、H23.7月洪水、R5.6月洪水）				
18	小堤整備後における令和 5 年 6 月洪水再来時の想定と、昭和 44 年 8 月洪水再来時の想定について、浸水範囲が一緒になっている。 令和 5 年 6 月洪水は小堤で防げるという認識であるが、これは内水だけでこの範囲になるのか。	内水での範囲となります。	国	
19	令和 5 年 6 月洪水の内水だけの浸水範囲は、計画規模の洪水で小堤から溢水しても同じ浸水規模なのか。	全く同じではないが、近しい浸水規模になる考えられます。	国	
20	令和 5 年 6 月洪水は外水氾濫の影響は全くないのか。 計画規模の洪水が発生しても、小堤設置後は外水による氾濫がほとんどなければ、堤防は作れるのではないか。	令和 5 年 6 月洪水は、小堤設置後、シミュレーションにより外水氾濫を防除できることを確認しています。	国	〔補足〕 整備計画の目標流量は、全川にわたって水位が上昇した、戦後最大洪水流量（4,650m3/s）となった昭和 4 4 年 8 月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させることを目的としています。 豊川全川を完成堤により整備した場合、整備計画目標流量の流下時に豊川全川において水位が上昇するため、その対策を整備計画期間内で実施することは困難であることから、現在の整備計画に基づく河川整備（河川改修＋小堤整備＋設楽ダム）を進めてまいります。
21	下流の雨量が多くても、小堤で防げるのか。 計画規模の雨が上流で降り、石田水位観測所の水位が上昇し、溢水するのか。	令和 5 年 6 月洪水時は、堤内の降雨量が多く、豊川本川の水位も高く、豊川に排出できないため、堤内地の支川が氾濫する内水氾濫が発生した。	国	

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（6/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
22	令和 5 年 6 月洪水時はかなりの水量が逆流して入ってきた印象があり、どの洪水においても同様の現象が起こっている。 逆流して浸水し、満潮を境に水が引いていくので、この現象は外水である。 平成 23 年洪水時も、外水の高さが低いシミュレーションが示されていたことから潮位の影響を受けていると考える。	設楽ダム・小堤整備後、令和 5 年 6 月洪水・平成 23 年 9 月洪水が再来した際には外水は入ってこない。	国	[補足] 霞堤内の浸水原因は、豊川本川からの浸水や堤内地の支川氾濫、またはその両方が同時に起こることで発生すると考えられます。 小堤については平成 23 年 9 月洪水が再来しても、河川整備計画完了時には外水氾濫しない高さとしています。 また、令和 5 年 6 月洪水が再来しても、河川整備計画完了時には外水氾濫しない高さであることを確認しています。
23	毎年浸水が発生している。 外水が入らないのに浸水するというのであれば小堤だけでいいのか。 堤内に降った雨は、堤内に溜まるだけという事か。	現在の整備計画に基づく河川整備（河川改修＋小堤整備＋設楽ダム）を実施した後は、令和 5 年 6 月洪水に関しては堤内地の支川や雨水が浸水の原因となります。	国	
24	令和 5 年 6 月の浸水状況を豊川市は確認していないのか。 かなりの水が流入し、金沢橋では車両 2 台が水没した。 豊川市から避難を呼びかける放送もあった。 豊川市は当時見に来ていないのか。 当時在職していないとすれば、引継ぎを受けていないのか。	確認させていただく。	市	[確認結果] 浸水状況の確認は行っています。
25	河川カメラの設置箇所では 2.7m 浸水した。 この数字は内水氾濫の量が多いという話なのか。	令和 5 年 6 月洪水では、豊川からの外水氾濫もあったが、どちらの量が多いかははっきりわからない。	国	
26	浸水を全て防御できるというシミュレーションが出るのは良い事だと思う。 一方で、雨雲が下流から上流に移動する可能性もあるのではないか。上流の降雨のみを想定しているのか。	状況によってはその可能性もある。 今回提示しているのは、昭和 44 年 8 月洪水のときの雨量が再来した場合のシミュレーションである。	国	

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（7/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
27	平成 23 年 9 月洪水時の雨量は 144mm とあるが、過去の出水では累加雨量は 331mm との記録がある。 150mm だと放水路の開放判断のギリギリのラインである。 また、令和 5 年 6 月洪水が 442mm で多いが、昭和 44 年 8 月はこんなに少なかったのか。 これはどういう根拠で出ている数字なのか。	最近は雨の降り方が変わってきており、そのような面も考慮する必要があると認識している。 内水氾濫の計算は金沢地区に降った雨量で実施している。総雨量、流域全体で降った雨量ではなくその地域で降った雨量と考えていただきたい。	国	
28	この地域で 442mm 降ったのか。雨量計はどこにあるのか。正確な雨量を算出するのであれば、雨量計を設置するべきではないか。面積按分という手法は正確ではないという印象である。	様々な雨量観測データを用いた算出結果を面積按分して、金沢地区における降雨量を推定している。	国	〔補足〕 面積按分は一般的に採用されている雨量の算定手法です。
29	金沢地区でこれだけの雨量が降れば、小堤があっても浸水は発生するという事か。	シミュレーション上は、内水氾濫によって浸水が発生すると推定している。	国	
30	令和 5 年 6 月洪水の被害は内水、平成 23 年 9 月洪水は外水という考えでよいか。	令和 5 年 6 月洪水、H23.9 月洪水も内水により浸水が生じている。	国	
31	内外水一体型の浸水解析モデルについて、他の資料で見た際、平成 27 年河道だった記憶がある。 今回のモデルはいつの河道なのか。	整備計画河道です。	国	
32	平成 27 年以降、平均水位が大幅に低下しているが、これは河床が下がっているのではないか。 断面積が増加して、石田の流量も増加するのではないか。	部分的ではなく、全体的に見てみないと何とも言えない状況である。	国	〔補足〕 石田水位観測所地点の河床は低下傾向であり、H25 以降平均水位が低下していることは確認している。 河道の流量の増加については、全川的に確認する必要がある。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（8/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
33	昭和 44 年 8 月洪水の際、石田水位観測所の水位は 8.04m であり、標高で 27m ぐらいである。 当時の流量は 4,600m3/s である。 昭和 44 年 8 月洪水の際は、ダムでも一部貯留して 4,650 m3/s であると。 そのため石田水位観測所の水位は 8.04m ではなく、8.13m に変更されていると認識している。 一方で、河川整備計画では水位 27.04m で流量は 4,100m3 になっている。 長年河道整備を実施しているのにも関わらず、流れにくくなる理由を説明してほしい。	確認させていただく。	国	〔確認結果〕 石田水位観測所の水位 8.04m は S44.8 月洪水時の水位です。 2007 年以降、石田地点の計画高水位の値を 8.13m と表示しておりましたが、誤記であったため、当初の通り 7.86m に修正しております。 河川整備計画で表示されている石田地点の計画高水位 27.04m は標高値で、0 点高表示の場合、7.86m となります。 石田地点の流量 4,600m3/s は昭和 44 年 8 月洪水時に観測された値です。 一方、整備計画に記載のある戦後最大流量 4,650m3/s は、上流で氾濫した量を加味した流出計算により求められた目標流量であり、この流量をダムによる洪水調節により 550m3/s の流量低減を図り、河道で 4,100m3 を目標に霞堤対策や河道改修により、昭和 44 年 8 月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させて、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、霞堤地区の浸水被害を軽減することとしています。
その他				
34	小堤の設置箇所の管轄は豊川市である。 今までに水防の責任を十分果たしていない実績ばかりある。 今年は水防訓練のときに土囊の手配をしていただき、水防について行政と住民が協働する形を目指しているかと思ったが、困難ではないなら水が防げるということになる。 豊川から溢れてくる水は豊川市単独で防ぐのか。	豊川市で十分水防責任が果たせるかという点については、水防法の中で各基礎自治体に水防の義務がある。 豊川市は豊川市、豊橋市は豊橋市、新城市は新城市でそれぞれの義務を果たしていくということである。	市	
35	土囊はどれくらい金沢地区にあるのか。	土囊については今手元に資料がないため回答できないが、確認させていただく。	市	〔確認結果〕 市として金沢地区に土のうは配備していません。 江島橋周辺河川敷で実施する豊川市水防訓練において、町内会が希望された場合に、土のうを配布しております。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（9/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
36	浸水が開始したら、119 へとにかく電話すればいいということか。	そのようには申し上げていない。 身に危険が迫っている場合は通報していただくことも必要と考える。	市	－
37	「災害即報要領」では、水の溢れが即報の要件になっているが、水防の報告書や様式に基づいて報告されていない。 霞堤地区における浸水を浸水として報告せず、行政全体で遊水地として扱っている印象である。 これはどういう事か。 文書で回答をお願いしているが。	確認させていただく	国 市	〔確認結果〕 霞堤からの浸水は越水ではなく溢水と認識していたため報告がなされていなかったが今後は霞地区で浸水が確認された場合、国、県、市がそれぞれ必要な確認、調査をおこない、連携し水害統計等へ報告をしていく。 霞堤の堤内地区は河川管理施設としての遊水地ではありません。
38	河川整備計画では、下条、賀茂、金沢の各霞堤地区では霞堤を存置し、洪水貯留効果を期待するとともに、小堤の設置により浸水被害の軽減を図ると明記されている。 国の政策として、個人の財産を侵害して治水政策を行うということである。 なぜ用地買収をせず、個人の土地を利用するのか。 住民としては、国が法律に基づいて流域全体の安全を考えるとや段階的な河川整備の最中に被害に遭う場合は補償することを要求する。	ご意見はお伺いした。	国	〔補足〕 霞堤の背後の浸水被害は、その土地の自然的条件により発生するものであり、無堤部や堤防が低い地区での氾濫と同様、補償はなじまないものと考えております。
39	被害に遭うのは農家だけではなく、商工業関係者や他業種の住民も被害に遭っている。 農務課、商業観光課に話を聞くと、治水を管轄する部署の担当だと言われる。 農林水産省とは話をしているのか。	ご意見はお伺いした。	国	〔補足〕 県の農林水産事務所も含めて補償支援について話し合いをおこないましたがその結果、収入保険を活用し、災害に備えていただきたいと考えています。
40	避難情報についても内閣府に勧告権があると調べた。 県や市が上部官庁に話をして、国交省が住民に危険を与えるような運用を図っており、災害時に情報を出さずに危険にさらしている状況に対する是正を求めている。	確認させていただく。	国 県 市	〔確認結果〕 霞堤地区の避難情報については、河川特性や霞堤地区の地域条件から指定河川洪水予報に基づく発令の対象とせず、別に「個別対応箇所」として発令していきます。 なお、避難情報発令の運用については現在、検討中であり、今後、国、市（県）で協議し、必要な見直しをおこなう予定です。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（10/10）

会議開催日 令和 7 年 6 月 18 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
41	豊橋観測所で流量観測をしていない理由は何か。 河川維持管理計画では観測を実施することが決められている。 河川整備計画では、放水路で流量配分することになっているが、その配分を河川整備計画の進捗に応じて決定するのであれば、実測データが無い中でどのように管理するのか。	ご意見はお伺いした。	国	[補足] 豊橋観測地点では流量観測を実施していますが、干潮区間のため正確に水位と流量の関係を把握することが難しいことから流量観測値は公表しておりません。 流量の配分の把握については上流の観測地点の流量観測値により算出が可能と考えております。
42	災害の記録調査に関しても、愛知県の被害情報、記者発表資料に豊川の越水の記録がない状況であり、名古屋気象台の気象速報にも影響が出ている。 豊川市の令和 5 年の記録についても、豊川の越水の実事の記載がない。 それは過去の作業部会でも指摘したが修正されない。	浸水等の被害が発生した場合、各機関において所管する範囲の被災状況を適切に調査、記録するとともに、問題点を把握し、関係機関で情報共有を図り適切に対応する。	国 県 市	
43	協議会の解散について記載があるが、作業部会では一切話がない。住民の指摘を解決できていない状況で、協議会の解散だけ先に進む理由をお聞きしたい。	ご意見はお伺いした。	国	[補足] 現行河川整備計画及び浸水被害軽減対策が完了するまでは協議会は継続します。 その後の体制については次期河川整備計画での検討内容を踏まえ検討してまいります。

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会長 殿

豊川市金沢町町内会

町内会長

安藤 昌巳

霞堤対策委員長 小野田泰博



異議申立書

日頃は豊川流域の治水にご尽力いただき、また無堤部からの氾濫による被災地域に格別のご配慮を賜り、感謝申し上げます。

さて、当地域では、昭和44年8月の洪水で堤防の決壊による大水害を経験し、本堤（完成堤）の築堤を長年にわたり切望し、住民としても、用地の提供および移転など協力してまいりました。

しかしながら、近年におきまして平成15年、16年、23年、25年、30年、令和3年、5年、6年に豊川の氾濫が発生しており、被害の軽減には至っておりません。

昭和61年に当時の建設省土木研究所（現在、国立研究開発法人土木研究所）が「霞堤の現況調査報告書」「緩流部霞堤の保全手法に関する調査報告書」をまとめております。報告書の中で、霞堤は法的な根拠がないとしており、今後の課題のひとつに「流域内の公平性の確保」があげられ、その解決手段として、「水害被害の救済の他、洪水時情報伝達システムの改良、避難・誘導体制の確立、及び災害時の復旧・救急活動等の改良・円滑化など」と記載されております。

現行の河川整備計画では「公平性の確保」が成されていないことから、住民としては被害の補償・救済を要望していますが、長年仕組みを整えることなく放置されています。

過去の洪水について行政の対応、説明に不可解な点が多く、住民で調査、検証したところ、河川整備の基準となる流量等のデータに間違い、法的根拠のない報告、説明、不作為などの非違行為が多数確認できました。

令和元年より問題点を指摘し、公表および改善を求めてまいりましたが、公文書による法的な根拠を明示した明確な回答および説明がありません。問題点を長年放置し、住民を危険にさらし、人為的に水害を引き起こしていると言っても過言ではありません。これは行政・公務員としての信用を大きく失墜する行為であり、本書をもって従前の報告、説明に対し異議を申し立てます。

下記に異議および要望を記載いたしますので、論点をすりかえることなく、行政間で責任を転嫁することなく、誠実に公文書での回答および丁寧な説明をお願い申し上げます。また、豊川流域の治水政策の見直し、改善等の迅速な対応を要望します。

1. 現行河川整備計画での異議および改善要望

(1) 「豊川霞堤地区浸水被害軽減計画」

1) 異議

地域防災計画では災害対応について災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策が記載されている。「豊川霞堤地区浸水被害軽減計画」には具体的な災害応急対策、災害復旧対策が記載されていない。

河川法第22条第3項「通常生ずべき損失を補償しなければならない。」 水防法第28条第3項「時価によりその損失を補償しなければならない」 「緊急時の現場での公用収用及び公用使用に関する規定であることから霞堤地区内の浸水に対しての補償はできません。」（第9回協議会資料6より抜粋）
--

火災災害等即報要領（総務省消防庁昭和59年10月15日、令和3年5月改正）

（一部抜粋）

第2 即報基準

4 災害即報

（1）一般基準

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

（2）個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告をすること。

ウ 風水害

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により人的被害又は住家被害を生じたもの

洪水時は平常時ではなく緊急時であり、そのため災害対策本部が設置される。

「火災災害等即報要領」では「第2即報基準4災害即報（1）一般基準イ都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの（2）個別基準（該当するおそれがある場合を含む）ウ風水害（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により人的被害又は住家被害を生じたもの」と記載されており、水の溢れによる災害発生は報告を要する緊急な状況である。計画規模の洪水（＝緊急）の状況で、計画高水位を超えないように、霞堤地区に水を流すこととしている。これはあらかじめ緊急時を想定して、私有地を強制的に使用する公的使用と解釈することができる。

河川法および水防法は水害を防御することが目的に含まれる。「水害を防御しない」という不作為は違法な状態であると捉えられ、現状では、間違った情報の周知など非常に効果の少ないものでしかないと考える。

●建設省 土木研究所（現在 国立研究開発法人土木研究所） 資料

○「霞堤の現況調査報告書」（昭和61年1月）

「霞堤は全国直轄109水系中の約半数を占める54水系に見られる」

○「緩流部霞堤の保全手法に関する調査報告書」（昭和61年2月）

今後の課題（P. 78-79）

（1）自然遊水地域における治水安全度の中間目標の設定と、

これに対応した土地利用の誘導・規制

（2）流域内の公平性の確保

「（抜粋）手段としては、水害被害の救済の他、洪水時情報伝達システムの改良、避難・誘導体制の確立、及び災害時の復旧・救急活動等の改良・円滑化などをあげることができる。」

全国約半数の水系で見られる霞堤について、法的な位置づけを明確にせず、何十年と問題解決のための上記抜粋の仕組みを整えず、課題である公平性の確保を放置。手段としての「水害被害の救済」を豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画から除外して、住民に説明している。よって、行政は住民および被災者、地権者などの合意を図ることなく、強制的に水害の犠牲にしていると捉えられる。

流域治水施策集（国土交通省水管理・国土保全局治水課 発行）

P. 9 施策コラム①「霞堤の活用」より抜粋

「霞堤の取り扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要がある、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくのが望ましい。

機能・役割①氾濫流・内水排除機能②洪水調節機能③生態学的機能④文化的価値

現行の対策メニューは流域治水の霞堤を活用、保全するための対策メニューを実施しており、豊川流域の住民の求めている「流域関係者間の連携」にはほど遠く、公平性を確保した補償・支援策の方針を地域の特性に合わせて明記する必要があると考える。

2) 改善要望

- ・ 河川法および水防法にも補償についての規定があることおよび土木研究所の調査報告書の課題に対する手段より、治水安全度の公平性を確保のため無堤防及び小堤防で防げない水害について被害の補償、支援をしていただきたい。
- ・ 災害対応について災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の具体的な内容を計画に記載し、浸水被害の軽減を真に効果のあるものとしていただきたい。
- ・ 霞堤対策として「補償・支援」、「本堤と同等の治水安全度の確保」を明記する。被災状況の正確かつ詳細な調査・記録を実施し、より確かな治水対策を願いたい。
- ・ 「霞堤だから」との説明をされるが、霞堤の法的な根拠、法的な位置づけ、水位の設定および維持管理方法、出水時の対応、ガイドライン等を明示していただきたい。また、小堤の法的な位置づけ、越流堤との違い、水位の設定および維持管理方法、出水時の対応、ガイドライン等も明示していただきたい。小堤および越流堤からの越流は遊水なのか明示していただきたい。

(2) 危険水位の設定、氾濫発生情報および緊急安全確保の発令

1) 異議

「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」

(国土交通省平成17年5月18日通知)

2. 危険水位の定義

②(抜粋) 危険箇所において越水又は溢水(無堤部にあつては宅地の浸水が始まる等の重大又は相当の被害)が発生するまでの間に、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難に等に要する時間を考慮して設定した水位」

見出しの発令においては、実情とかけ離れた運用となっており、避難指示が発令されるのは、ほぼ家屋被害が発生すると同時であるのが現状である。それは、国が「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」を曲解し、2006年(平成18年)には水位設定を改悪していることが要因の一つと考える。

豊川の溢水が確認された時点で、氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)及び警戒レベル5緊急安全確保を発令し、報道機関などの協力を得て、住民に周知すべきが本来であり、地域からの緊急通報を受け、河川の溢水を把握しているにもかかわらず、氾濫発生情報及び緊急安全確保を発令しないのは違法ではないか。

2) 改善要望

- ・ 無堤防区間の危険水位の設定
- ・ 水位観測所ゼロ点変更、位況変化にともなう水位見直し
- ・ 水の溢れ(溢水)あるいは河川区域外への浸水した時点での指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)の発令
- ・ 水の溢れ(溢水)あるいは浸水開始とともに警戒レベル5緊急安全確保の発令
- ・ 報道機関を通じた氾濫発生情報、警戒レベル5緊急安全確保の住民への周知

※上記5項目の早期実施を願いたい。

(3) 豊川放水路分流堰ゲート操作規則

1) 異議

●建設省 土木研究所(現在 国立研究開発法人土木研究所) 資料

○「河川の分流に関する研究(10) 豊川分流模型実験」

実験の前提条件は「霞堤の影響を考慮しない」

豊川水系河川整備基本方針(国土交通省平成11年12月1策定)

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(P. 5 抜粋)

河川の維持管理に関しては、災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切に行う。特に、豊川放水路を始め排水機場、水門、樋門等の河川管理施設の機能改善などを計画的に実施し、これらの施設管理に当たって、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。

豊川放水路分流堰ゲートの操作規則は模型実験を経て決められたと回答であるが、模型実験では上流端14.2kであり、霞堤は考慮しない前提条件である。また潮位の影響に言及がないことから、潮位の影響も考慮されていないのではないかと。

このことから、豊川放水路分流堰ゲートの操作規則は上流および霞堤地区の被害を全く考慮しない操作規則であると捉えられる。

2018年（平成30年）9月30日～10月1日洪水時、2024年（令和6年）8月31日洪水時には豊川放水路分流堰ゲート全開前に金沢町において氾濫発生しており、人為的な災害を引き起こしていると言えるのではないかと。

近々では、2024年（令和6年）5月28日洪水時にも豊川放水路分流堰ゲートの全開とともに石田観測所の水位は低下し始めていることは事実である。

2024年（令和6年）8月27日洪水では豊川放水路分流堰ゲートが全開だったため、石田観測所で2時間（20:20～22:10）雨量141mmの降雨に対し、金沢簡易水位計0.19mであった。

一方、2024年（令和6年）8月31日洪水では豊川放水路分流堰ゲートが全閉だったため、石田観測所で2時間（13:50～15:40）雨量66mmの降雨に対し、金沢簡易水位計0.60mであった。豊川放水路分流堰ゲート全開前に金沢町において氾濫発生している。

1969年（昭和44年）の戦後最大の洪水も豊川放水路分流堰ゲート全閉による流下能力不足で本川が滞留し、水位が上昇しているところに記録的短時間大雨相当の雨が降り、急激に水位が上昇したため、江島町で破堤し、江島町および金沢町に甚大な被害をもたらしたと記憶している。

上記のことから、国の公開している流量データ、基本方針、河川整備計画の流量等を検証したところ、流量等が間違っている。（流量データの間違ひは後述）このまま操作規則を見直さずに河川整備を進めれば、確実に決壊を引き起こすと考えられる。

近年、事前放流でダム貯水量を増やすこととなったが、ダムで事前に放流しても豊川放水路分流堰ゲートで貯留している今の状況では氾濫しやすくしているだけであり、2023年（令和5年）6月にも事前放流は実施されているが洪水は発生している。

2) 改善要望

- ・ 「大雨が予想されるときはあらかじめゲートを全開」等の操作規則の見直しを強く要望する。

(4) 「豊川水系河川整備基本方針」「豊川水系河川整備計画」「豊川霞堤地区浸水被害軽減計画」「設楽ダム基本計画」

1) 異議

●建設省 土木研究所（現在 国立研究開発法人土木研究所） 資料

○「緩流部霞堤の保全手法に関する調査報告書」（昭和61年2月）

要旨

本報告書は、雲出川及び豊川という緩流部の霞堤を対象に、河川の段階改修に応じた、自然遊水地としての浸水地域を含む霞堤の保全手法を検討したものである。

建設省 土木研究所（現在 国立研究開発法人土木研究所）の資料「緩流部霞堤の保全手法に関する調査報告書」（昭和61年2月）において豊川の事例が取り上げられている。資料の表題からも霞堤を保全する方針が読み取れる。

連続堤方式の河川改修ではなく、水防災対策を「霞堤対策」と名称を変え、土地利用一体型水防災事業と同様の施策を検討したが、事業の採択要件を満たしておらず、一部の施策のみを実施することとした。早期の安全度の向上を図るためとの目的も、設楽ダムの完成後となっている。

河川整備計画策定前、明日を考える流域委員会で国の方針は、霞堤の遊水機能の確保を目的としていた。また、設楽ダムの再検証でも現行計画は、設楽ダム＋河川改修＋霞堤の存置としており、霞堤の遊水機能に期待するとともに、小堤防を整備し浸水被害の軽減を図るとしている。

しかしながら、河川整備計画では、目的の遊水機能の確保の記載をせず、段階的な整備を強調し、あたかも本堤防を築堤するかのように説明が行われている。

実質的には遊水地同様の扱いをしており、溢水による氾濫が発生しても、氾濫発生情報を発令しない、緊急安全確保を発令しない、水防活動をしなない、災害の調査をしなない、事実と異なる報告書を作成する等の法令違反が国、県、市でそれぞれ行われてきた。これらの問題を指摘しても、改善せず放置し、未だ改善の回答もない。

放水路が全閉状態での水位上昇は流速が計算とは異なり、流量が実際よりも多く算出さ

れる可能性が高い。当古観測所は最深河床が標高0mで、潮位の影響を大きく受けている。計画規模洪水・基本高水流量は昭和43年洪水をひきのばして算出しており、流量の誤差もひきのばされて過大な基本高水流量となっている。豊川の明日を考える流域委員会での意見にも基本高水流量が過大ではないかとの指摘がある。

また、後述の実績からも計画高水位および計画高水流量と実績の間に相関関係はなく、計画が破綻している。

事前に説明もなく一方的に設楽ダムの工期を延長し、豊川霞堤地区浸水被害軽減計画の見直しを何年も放置している。住民の安全のため早急な実効性のある改善を求める。

●豊川の霞堤（豊橋河川事務所平成21年作成、平成25年修正より抜粋）	
■今後の豊川の霞堤対策について	
豊川水系河川整備計画（平成13年11月28日策定）での霞堤対策については、	
○ 下条、賀茂及び金沢の各霞堤では、小堤の設置により浸水する頻度を低減させるとともに、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制及びきめの細かいハザードマップ等のソフト対策などにより浸水被害の軽減を図る。	
■小堤の計画について	
○ 霞堤地区小堤の設定について	
・ 霞堤地区小堤は次のように予定しています。	
①築堤高は平成15年8月洪水（戦後6位、平成2位）で外水氾濫しない高さ	
②3霞堤地区で浸水頻度が不公平とまらない高さ	
③浸水時間を現況よりも長期化とまらないように排水施設の整備	

計画高水位、計画高水流量、実績水位、実績流量
（実績は水文水質データベース、豊川直轄改修80周年記念パンフレットより）

・石田観測所					
河川整備計画	TP27.04	計画高水位	8.13	計画高水流量	4100
1969年(昭和44年)	TP26.95	実績水位	8.04	実績流量	4600
8月洪水		(パンフレットより)		(パンフレットより)	
2011年(平成23年)	TP26.789	実績水位	7.61	実績流量	3991.01
9月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
1979年(昭和54年)	TP26.335	実績水位	7.42	実績流量	4400
10月洪水		(パンフレットより)		(パンフレットより)	
2018年(平成30年)	TP26.329	実績水位	7.15	実績流量	3605.82
9月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2023年(令和5年)	TP26.019	実績水位	6.84	実績流量	3493.09
6月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2006年(平成15年)	TP25.765	実績水位	6.85	実績流量	3387.96
8月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2021年(令和3年)	TP24.089	実績水位	4.91	実績流量	1961.15
8月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2021年(令和3年)	TP23.459	実績水位	4.28	実績流量	1566.58
7月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
・当古観測所					
河川整備計画	TP10.09	計画高水位	7.62	計画高水流量	4550
2023年(令和5年)	TP9.356	実績水位	6.93	実績流量	5023.58
6月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2011年(平成23年)	TP8.946	実績水位	6.52	実績流量	4068.38
9月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2018年(平成30年)	TP8.106	実績水位	5.68	実績流量	2969.94
9月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2021年(令和3年)	TP7.326	実績水位	4.9	実績流量	2453.69
8月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
2021年(令和3年)	TP6.566	実績水位	4.14	実績流量	1928.6
7月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	
・放水路第2観測所					
河川整備計画	TP6.72	計画高水位	8.652	計画高水流量	1800
2023年(令和5年)	TP6.838	実績水位	8.77	実績流量	1943.54
6月洪水		(水水DBより)		(水水DBより)	

当初、霞堤対策（浸水被害軽減計画）及び小堤は2006年（平成15年）洪水を基準として策定されていた。その後、2011年（平成23年）洪水が発生し、小堤の基準を2011年（平成23年）洪水としたが、その際に2006年（平成15年）洪水を2011年（平成23年）洪水、2011年（平成23年）洪水を1969年（昭和44年）洪水（決壊なし想定）と取り違えている可能性が非常に高い。（水文水質データベース、東上観測所実績水位より推定）

豊橋河川事務所より、痕跡調査から2011年（平成23年）洪水の外水TP14.3m、堤内（簡易水位計付近）TP15.1m、小堤の高さはTP14.7mとの説明。2011年（平成23年）洪水時、豊川から堤内に逆流してきている状況で低い水位から高い水位に流れていたわけではない。

豊橋河川事務所HP公表、過去の出水資料では平成15年洪水はTP14.8mである。2011年（平成23年）洪水は2006年（平成15年）洪水より大規模であり、国の痕跡調査が間違いなのは、明らかである。

第12回豊川の明日を考える流域委員会資料の流下能力図では、石田観測所の流量は4,100m³/s以下となっている。一方、「とよがわの川づくり（パンフレット豊橋河川事務所2011年10月）」洪水水位縦断面図では下記のとおり水位が高くなっている。

計画高水位<現況河道での最高水位

計画高水位<現況で霞堤がなくなった場合の最高水位

計画高水位<整備計画完成後の最高水位

計画高水位<昭和44年8月洪水再来時の想定最高水位

石田観測所地点で計画高水位TP27.04mの計画高水流量が4,100m³/sであるのに対し、実績水位TP26.95mの実績流量が4,600m³/sである。

流下能力図では4,100m³/s以下の流下能力となっており、流下能力と実績流量に整合性がない資料となっている。

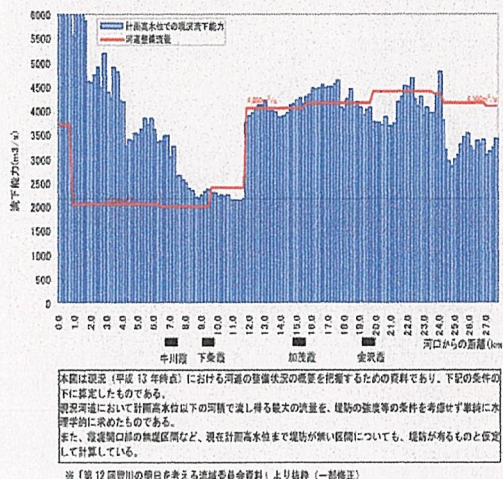
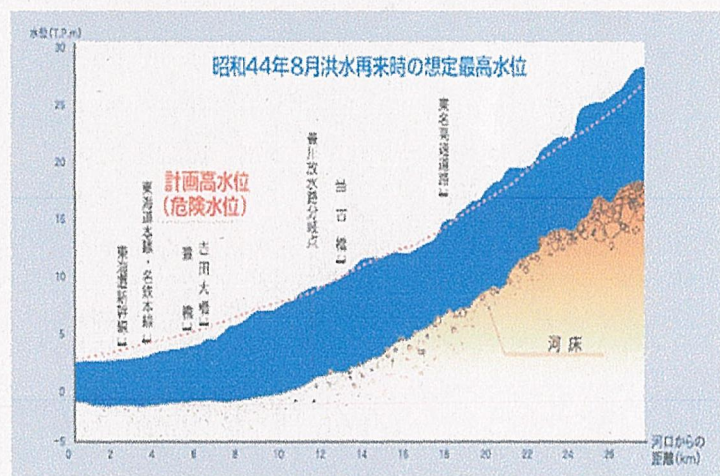


図 4.2.2 流下能力図



昭和44年8月洪水時と同じ雨が降った場合の最高水位

第12回豊川の明日を考える流域委員会資料 流下能力図

「とよがわの川づくり」洪水水位縦断面図

実績流量（国土交通省水文水質データベースよりグラフ作成）

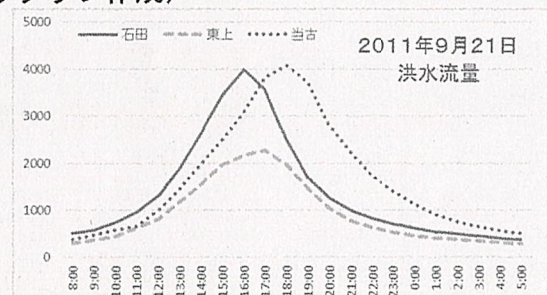
・2011年（平成23年）9月21日

石田観測所 流量3991.01m³/s

東上観測所 流量2272.63m³/s

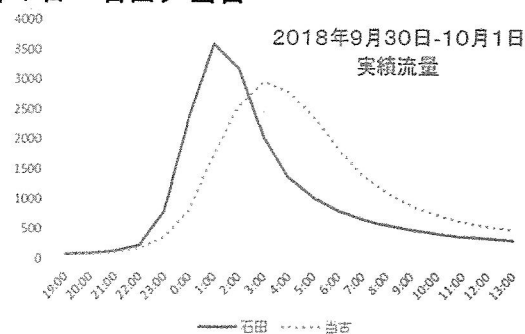
当古観測所 流量4068.38m³/s

東上で激減、激増、支川からの流入量が少ない。

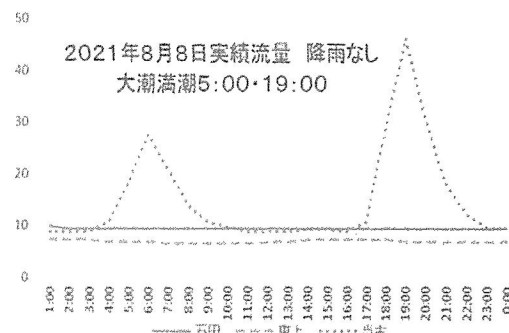


・ 2018年（平成30年）9月30日－10月1日 石田>当古

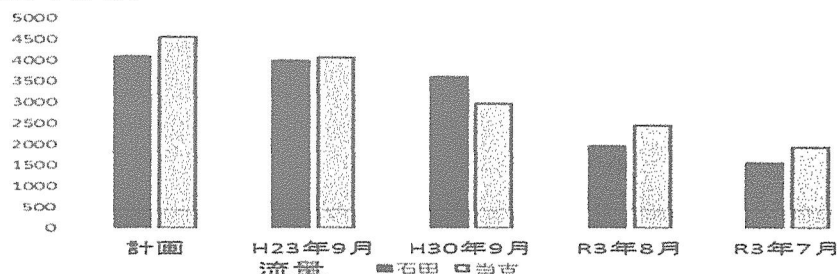
石田観測所 流量3605.82m³/s
 当古観測所 流量2969.94m³/s
 放水路ゲート全閉状態での水位上昇、水位から流量算出するため流速低下し流れていない分（放水路で流れる相当分）まで含まれる。



・ 2021年（令和3年）8月8日降雨なし
 当古観測所、潮の干満とともに流量増減。
 8日は降雨なく、石田観測所、東上観測所の流量は一定。河川縦断図より当古観測所の最低河床はほぼ標高0m。当古観測所の水位標のゼロ点高TP2.426m、平水位-1.34m（令和5年）であることから、平常時の水位は約TP1mである。
 2021年8月8日大潮満潮TP1.1m満潮に合わせて、流量が増加している。



放水路ゲートの開閉、潮位が流量に与える影響が反映されていない。
 河川整備計画では石田観測所流量4,100m³/sが支川から合流し当古観測所流量4,550m³/sと計画されているが、実績では2011年（平成23年）洪水は支川合流は少なく、2018年（平成30年）洪水には流量が減り、令和3年では増加量約500m³/sとなっている。洪水規模と流量の相関関係がないことから、流量の計算式の有意性が疑問である。



石田観測所および当古観測所ピーク流量比較（水水DB実績流量を基に作成）

●豊川河川維持管理計画（豊橋河川事務所 平成30年7月）

5-2-1-3 高水流量観測

(1) 実施の基本的な考え方（目的）

- ・ 洪水による災害発生の防止のための計画策定の際に、目標とする洪水の規模や河道断面を定めるための基礎資料
- ・ 洪水時の実際の流量把握による実際の河道の流下能力や危険個所の検証

(2) 実施内容（実施の場所、頻度、時期）

基準観測所及び補助観測所において、観測業者に準備期間も考慮した上での確に指示し、洪水のピーク流量を確実に捉えるとともに、比較的小規模の洪水を含めて、H-Q式の観測精度を損なわぬよう適正な観測間隔、回数で高水流量観測を行う。

1) 実施の場所（抜粋）

観測所名	所在地	河川名	観測方法	備考
豊橋	愛知県豊橋市船町	豊川	浮子観測	浮子投下：豊橋

河川維持管理計画では高水流量観測を豊橋観測所で実施することとなっているが、実際には行われていない。他の河川の感潮区間では浮子観測とともに超音波流速計（ADCP）による流量観測が行われている。

河川整備計画では豊橋観測所は豊川放水路で分流後の本川の基準となる観測所である。基準となる観測所の実測データがないと計画の進捗、効果が十分に検証できない。水位流量曲線式（H-Q式）の基礎データがないことは流量の間違いを引き起こす要因となっている。

放水路第二観測所についても高水流量観測を実施することとなっているが、十分な観測がされていない。

また、当古観測所は感潮区間であり、潮位の影響を考慮しなければならないとともに、放水路分流堰の上流であり、放水路のゲートの影響を考慮しなければならないが、考慮されていない。ゲートの開閉条件別のH-Q式が開示されず、説明されない。間違った計算式でシミュレーションしたもので、設楽ダム、河川整備計画の被害想定では過大に想定され、霞堤地区の被害想定では過少に想定され、疑義が生じる説明がされる。

治水経済調査マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局令和6年4月）

2. 3. 2 流下能力の把握

（6）（一部抜粋）流下能力の算定において、堰等の構造物の影響により流下能力が著しく過大又は過少に評価される場合には、水理計算結果から機械的にH-Q式を作成することなく、適正な流下能力評価となるように当該区間の水理特性を勘案して、必要に応じてH-Q式を補正したり、後述する堤防の決壊地点から除くなどの配慮を行う。

治水経済調査マニュアルの流下能力の把握時における留意点として、堰等の構造物が流下能力に影響を及ぼす可能性が言及されている。このことから放水路のゲート開閉条件が流量計算に影響を及ぼす可能性が高い。

○浸水範囲シミュレーション

豊橋河川事務所HPの過去の出水状況2006年（平成15年）、2011年（平成23年）、2023年（令和5年）および豊川霞堤地区浸水被害軽減計画

- 2006年（平成15年）出水資料を基に作成（現況→河川整備後）

	計画規模		H15規模	
	浸水面積		浸水面積	
金沢	180ha	→ 100ha	26ha	→ 21ha
賀茂	230ha	→ 130ha	85ha	→ 73ha
下条	390ha	→ 310ha	146ha	→ 131ha
牛川			41ha	→ 34ha
計	800	540	298	259

- 2011年（平成23年）出水資料を基に作成（現況→河川整備後）

	H23規模	
	浸水面積	
金沢	30ha	→ 4ha
賀茂	170ha	→ 40ha
下条	200ha	→ 1ha
牛川	60ha	→ 0ha
計	460	45

- 豊川霞堤地区浸水被害軽減計画資料を基に作成（現況→河川整備後）

	計画規模		開口部上端計画高水位
	浸水面積		面積
金沢	40ha	→ 10ha	120ha
賀茂	170ha	→ 20ha	200ha
下条	200ha	→ 70ha	350ha
牛川	70ha	→ 2ha	80ha
計	480	102	750

- 2023年（令和5年）出水資料から抜粋

	浸水面積	湛水量
計	480ha	560万m ³

霞堤地区防災情報ポータル近年の洪水の最大浸水範囲

水文水質データベース東上観測所水位実績を参考に検証した結果、2006年（平成15年）洪水は2007年（平成16年）6月、2007年（平成16年）洪水は2007年（平成16年）10月、2011年（平成23年）洪水は2006年（平成15年）である可能性が高い。

豊橋河川事務所から霞堤地区は浸水であり、氾濫ではないとの説明。長年、豊川市は水の溢れが発生しても災害即報等なし。事実と異なる報告。愛知県も溢水情報の無いまま被災情報をまとめる。このことにより水害統計が長年事実と異なる状況となる。愛知県の被災情報が事実と異なるため、気象庁の気象即報にも影響。マップあいちの水害情報マップの浸水実績図にも影響。

2018年（平成30年）洪水では豊川市は金沢地区において水防のための消防の出動はなし。

豊橋河川事務所についても「河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き」に規定のある河川巡視員による出水時巡視が溢水後となっており、監視結果報告表も作成されていない可能性が非常に高く、河川管理者として十分な管理がされていない。

令和元年以降、金沢地区で豊川の氾濫が発生時、緊急通報をしているが、豊橋河川事務所の河川巡視員を見たことはない。河川管理者、水防管理者としての責務がなされず、ダブルチェックが全く機能していない。

○宅盤高の間違い

土木研究所の資料および豊橋河川事務所からの説明の資料で、金沢地区の宅盤高がTP15mとなっている。実際には国土地理院地図で調べたところTP14mである。基礎データが間違っている。

2) 改善要望

- ・ 「河川整備基本方針」「河川整備計画」に「本堤築堤を前提」あるいは「本堤と同等の治水安全度の確保」を明記していただきたい。
- ・ 「霞堤地区浸水被害軽減計画」に霞堤対策として「補償・支援」、「本堤と同等の治水安全度の確保」を明記していただき、被災状況を正確かつ詳細に調査、記録していただきたい。
- ・ 設楽ダムの容量の治水配分を見直ししていただきたい。

2. 要望まとめ

(1) 最重点要望

本堤（完成堤）の築堤による水害の防御

(2) 事実に基づく、誤解、誤認を与えない情報公開

- ・ 災害の調査・記録、住民の要望等災害に関する公文書の作成の徹底
- ・ 出水時の災害対応の第三者をいれた検証
- ・ 隣の江島町住民および金沢町以外に在住の地権者にも説明、意見を聞く場を設けていただきたい。

(3) 水防事務組合の設立

水防が困難な場合には水防事務組合を設立する義務があるが、設立されていない。

無堤防である現状の水防は困難であり、市境を越えた出水となっている。

豊川市は単独でできるとしているが、2018年（平成30年）洪水では金沢町での河川の巡視、避難の誘導などの水防の活動の実績なし。地元町内会と協力した水防体制を整備していただきたい。

3. 懸念事案等（参考提示）

- ・ 災害発生後、市長・知事・豊橋河川事務所長が被害状況など現場視察に来ない。
- ・ 過去の災害対応の検証を依頼しても検証されず、同様の問題が再度発生している。
- ・ 2018年（平成30年）洪水時、豊川市が家屋被害0件で虚偽報告、その後さらに間違った情報で修正報告。

- ・ 2018年（平成30年）洪水時、金沢地区での水防のための消防の出動なし。
- ・ 2018年（平成30年）洪水時、金沢地区で氾濫が発生し、車の水没事故を連絡、運転者の安否情報を問い合わせる電話を災害対策本部にしたが、時系列の記録には記載されず。
- ・ 2023年（令和5年）洪水時に豊川が氾濫したのに越水なしとし、また佐奈川流域では警戒レベル5緊急安全確保が2回発令されたが、記録では1回のみと誤った公文書の作成が行われる。事実と異なる点を指摘しても修正はしないと放置。
- ・ 2023年（令和5年）豊川市の非常配備態勢の移行が氾濫注意水位になっても行われず。
- ・ 被害調査は証明の申請があった場合のみ。2023年（令和5年）洪水時は家屋被害は間違った調査をし、再調査。農業被害は一部調査、商工業被害は調査なし。
- ・ 浸水実績の調査が長年なし。
- ・ 浸水被害軽減対策の浸水案内看板、浸水実績、浸水シミュレーション、建築確認時の案内チラシ間違い。
- ・ 隣の江島町住民および金沢町以外に在住の地権者には説明等はなし。
- ・ 家屋被害の対処法チラシ、消毒の周知方法。回覧、ゴミの集積地での掲示、各戸配布等。
- ・ 2011年（平成23年）、2023年（令和5年）洪水後にイベントを優先し、道路にゴミが散乱していても災害対応せず。
- ・ 2021年（令和3年）出水時、金沢霞開口部で消防車両スタックし、住民にけん引従事させるが緊急ではないと法の適用を固辞、住民に損害を与える。
- ・ 住宅建設時に盛り土が50センチまでで、それ以上は開発許可が必要。
住宅のかさ上げの抑制になっている。
- ・ 市議会平成30年第3回定例会（9月）金沢地区の霞堤についての要望書に関する質問に対する建設部長の回答。（一部抜粋）宅地かさ上げなどに対する助成金などの検討を行っております。
住宅のかさ上げ補助について市議会で検討していくと答弁したが、検討した公文書もなく、住民に説明もなくやらないことに。他の市町村では住宅かさ上げ補助金制度を実施している。西尾市住宅浸水対策改修等補助金、阿久比町住宅等かさ上げ工事補助金、岩倉市住宅かさ上げ等浸水対策事業補助金、東海市住宅浸水対策改修等工事費補助制度。
- ・ 市議会平成30年第4回定例会（12月）農業支援の基準に関する質問に対する産業部長の回答。（一部抜粋）これまでの支援の実施に当たりましては、いずれもひまわり農協から要望書が提出されており、市域全体の被害状況を考慮しまして、必要と認めた場合に支援をさせていただいている。
霞堤による被害の救済の必要性が認められていない。
- ・ 市議会令和6年第1回定例会（3月）設楽ダムに関する質問に対する企画部長の回答。
（一部抜粋）本市では、金沢の霞堤地区において、浸水被害軽減のため、小堤の設置と関連して、設楽ダムの早期完成を望む声がございます。
住民が要望しているのは本堤であり、氾濫流の防止である。
- ・ 市議会令和5年第3回定例会（9月）霞堤における農業補償の考え方についての質問に対する産業環境部長の回答。（一部抜粋）農業補償についても、この協議会を通じ、国への要望を検討してまいりたい
今のところ実施はされず。
- ・ 長年、水防報告書が規定の様式で報告なし。
- ・ 長年、「火災災害等即報要領」に規定の報告なし。
- ・ 災害廃棄物対策指針に記載のある災害廃棄物処理計画の水害想定がされていない。問題点を指摘し、愛知県は改定したが豊川市は改定せず。
- ・ 豊川が溢水、越水しても警戒レベル5緊急安全確保を発令しない。
- ・ 豊川が溢水、越水しても氾濫発生情報警戒レベル5相当情報を発令しない。
- ・ 小学校への氾濫発生情報及び緊急安全確保の発令しない等の情報提供がされていない。
- ・ 警察への氾濫発生情報及び緊急安全確保の発令しない等の情報提供がされていない。
- ・ 計画高水流量および流量データ間違いのため計画破綻。
- ・ 放水路ゲートにより本川水位が上昇し、氾濫を引き起こしている。
- ・ 石田観測所のゼロ点変更、位況変化にともなう水位見直しせず放置。
- ・ 「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」に基づく水位設定がされていない。
- ・ 河川敷サッカー場、野球場使用規則が危険な内容となっており、2021年（令和3年）には豊川が氾濫中に利用者に片づけさせる。
- ・ 小堤完成後計画規模洪水が発生した場合、TP14.0～TP14.5が浸水想定。
家屋被害が出る計画となっている。
- ・ 作業部会でゴミの片づけを行政側で実施すると説明しながら、実際には仕組みの整備はされていない。

- ・ 県道の通行止めの要望を何年も放置。通行止めのルールを実施することになったが、県道69号線のみで県道381号線はルールなし。2023年（令和5年）出水時には間に合っておらず、住民が交通誘導する。現地には緊急通報したため消防隊がいたが、水防管理者としての通行止めの権限は行使せず。出水報告では通行止めを実施した事実のみ記載し、通行止めが間に合っておらず、水没事故が発生したことは記載せず。
- ・ 豊川右岸21.4km地点は堤防余裕高が十分なく、越水が発生しているが、豊川の水位に基づく通行止めのルールを設定していない。
- ・ 愛知県被災情報には、豊川の越水および溢水情報なし。2021年（令和3年）は被災報告自体なし。
- ・ 愛知県被災情報の被災情報を基にしているため、名古屋気象台の気象速報に間違い。
- ・ 被災情報間違いのため、数年前まで洪水警報基準なし。現在は氾濫発生後に発令となる基準。
- ・ マップあいち水害情報マップ浸水実績図について豊川の出水が令和5年6月以外なし。令和5年6月についても浸水範囲が大きく異なる。国道の越水箇所の実績なし。
- ・ 20km上流付近が旧河道であるため、パイピング現象の危険。また、旧堤防を撤去するとカーブ外周となるため洗掘の危険。
- ・ 牟呂用水が照山碎石横で土砂堆積しているため滞留し、市境付近で祖父川へ排水。令和5年には民家側へ溢れる。
- ・ 小堤完成後、照山碎石駐車場が河川内に盛り土してある状態になる。
- ・ 小堤完成後、県道69号線が堤防がわりになるが、強度等の構造不明。
- ・ 浸水開始水位等の設定が間違っており、誤認される状況。
- ・ 住民に説明なく一方的に豊川霞堤地区浸水軽減協議会の将来的な解散が第10回豊川霞堤地区浸水軽減協議会で決定。
- ・ 被災者台帳作成されず、被災者支援にばらつき。
- ・ 開口部からの氾濫を想定した、避難訓練・水防訓練・水防連絡がない
- ・ 土嚢、柵等の資材不足、応急対応できない。
- ・ ゴミの集積地が事前に決まっていないため、決定までに情報等の混乱があった。
- ・ 作業部会で農地の被害調査、道路法面の崩れ等の調査依頼。県は道路法面崩れは69号線は補修、381号線は放置。道路上のゴミは道路パトロール通行しても放置。豊川市は農業用水路の調査はしたが、農地の被害調査はせず、道路の法面復旧もなし。
- ・ 2011年（平成23年）、2018年（平成30年）県道の車両の水没事故の記録なし。
- ・ 市道通行止めが間に合っていない。2023年（令和5年）車の水没事故発生。

金沢霞堤 異議申立に伴う、具体的な回答要望書

1. 本堤完成時期の明示 西暦〇〇〇〇年を目指す。 西暦 年

2. 「小堤はあくまで本堤完成までの経過措置」であると

「河川整備計画」に記載することの可否 可 ・ 否

3. 小堤完成時期の明示 西暦〇〇〇〇年 西暦 年

4. 小堤完成時、2023 年（令和 5 年）6 月洪水時の金沢地区の浸水面積の明示

	小堤なし	小堤あり（203?）
浸水面積	480ha	ha
湛水量	560万m ³	m ³
霞堤内水位	2.71m	m

5. 金沢霞堤地区警戒レベル3の早期発令の実施の可否 可 ・ 否

通行止めの2時間前には発令し、避難を開始したい。

（6月洪水では、発令時：避難等不可）

※以下令和5年6月2日洪水時の解析事項（裏面資料参照）

- ① 14:00 霞堤内水位 0.52mm 時での水量と豊橋3時間降水量との関係性
⇒ 「早期避難勧告」発令実施のため
- ② 16:00 霞堤内水位 1.92mm（床下浸水開始）時での水量と降水量の関係性
⇒ 床下浸水開始時刻を明確にするため
- ③ 22:20 霞堤内水位 1.92mm（床下浸水水位）と降水量の関係
⇒ 床下浸水高を確認し、どこで止まるかを明確にするため

6. 項目5の事例は、実際に発生していることを踏まえ、今後「石田水位」を基準とした諸対応・諸発令ではなく、「新しい指標」の設定を早期に願う。

7. 過去の石田観測所最高水位（8.04m）の際の金沢霞堤の予想水位の算出

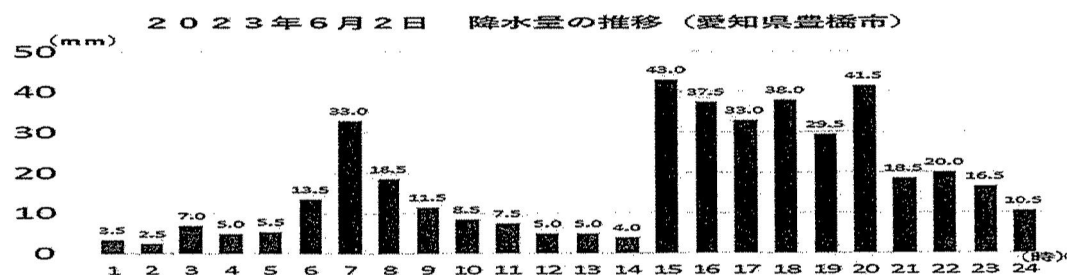
観測所	水位(23.6.2)	過去最高水位
石田	6.97m	8.04m
金沢霞堤	2.71m	m?

* 1 : 豊川市放送経緯まとめ * 2 : 豊川警察署情報

* 3 : 金沢霞堤内簡易水位計情報 * 4 : 近くの住民の情報 城所直登作成

月日	時刻	豊川市 * 1	金沢町 交差点 * 2	霞堤内 水位 * 3	霞地区 公会堂前 * 4
6月2日	9:26	災害対策本部設置			
	12:41	避難所設置 長慶寺			
	13:16	金沢霞地区警戒レベル3			
	14:00		通行止	0.52	歩行難
	14:20	金沢霞地区警戒レベル4			
	15:00			1.38	
	16:00			1.92	
	17:00			2.48	
	18:00			2.68	
	19:00			2.49	
	19:25	土砂災害警戒情報発令			
	20:00			2.38	
	21:00			2.53	
	22:00			2.70	
	22:20			2.71	
	22:23	豊川市全域警戒レベル5			
	22:30			2.71	
	22:40			2.70	
	22:50			2.68	
	23:00			2.67	
6月3日	0:00			2.42	
	1:00			1.98	
6月3日	6:01	レベル5解除、全避難情報解除			歩行可
6月4日	8:30		通行止 解除		

引用元：気象庁 過去の気象データ検索 豊橋 2023年6月2日 1時間ごとの値



豊川霞堤の考え方

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会
金沢霞 作業部会

令和 7 年 6 月

2.3 河川整備計画の目標

2.3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

治水対策の整備目標の設定にあたっては、過去の水害の発生状況、流域の重要度や豊川の整備状況等を勘案し、豊川の治水対策として整備期間内に達成すべき整備水準を念頭に置きながら、投資規模等の社会的・現実的な諸条件を考慮する必要がある。

本計画では、戦後最大流量（4,650m³/sec）となった昭和44年8月洪水が再来した場合の水位をほぼ全川で計画高水位以下に低下させ、破堤等による甚大な被害を防止するとともに、霞堤地区の浸水被害を軽減する。さらに基本高水相当の洪水に対しても被害の軽減を図ることを、計画対象期間における目標とする。

3.2.1 霞堤対策

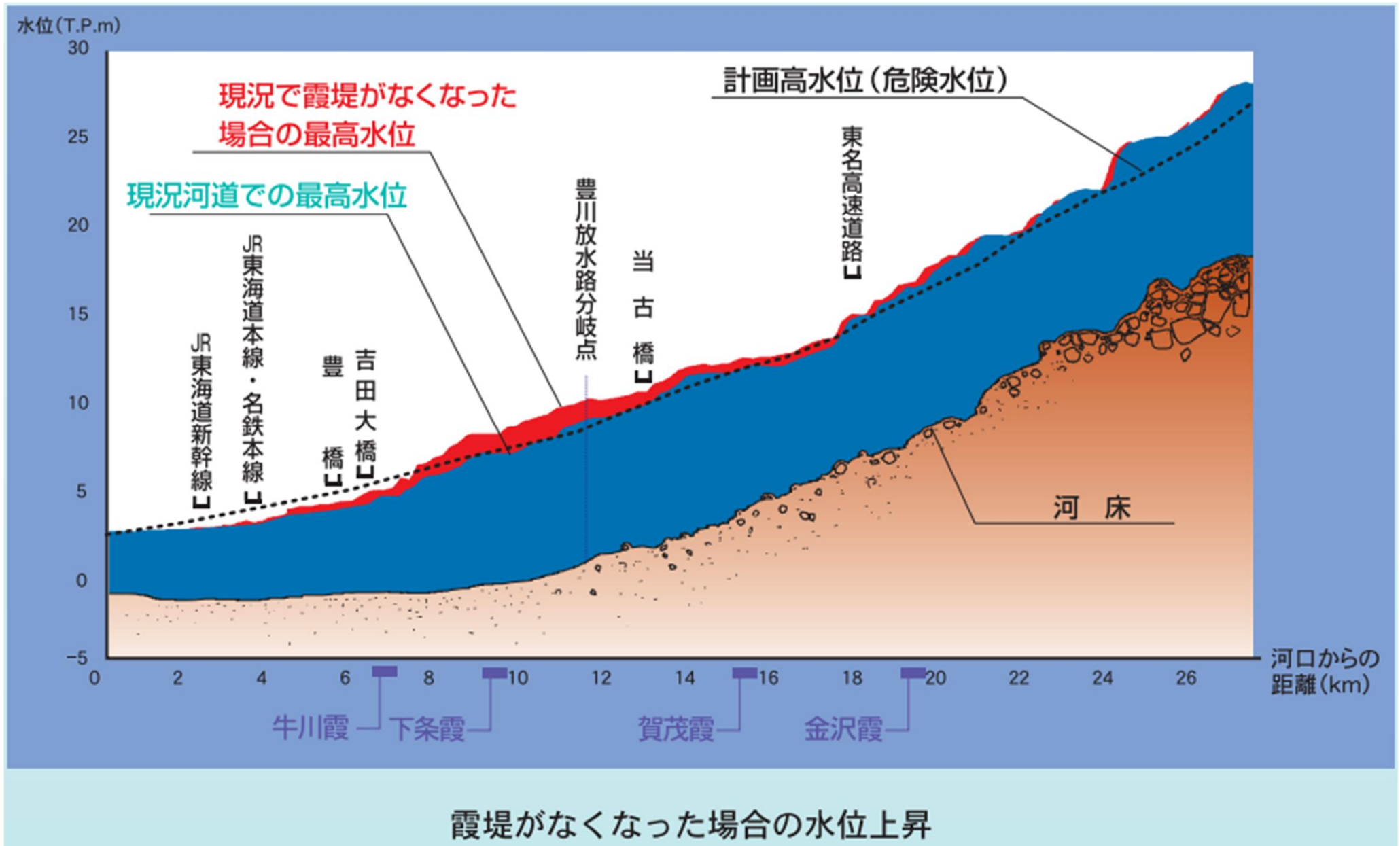
下条、賀茂および金沢の各霞堤では、小堤の設置とあわせて関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策などにより浸水被害の軽減を図る。

牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消する。

表 3.2.1 霞堤対策の施工場所と工事の内容

目 的	河川名	本支川の別	場 所	左右岸の別	距離標(k)	主な工事の内容
浸水被害軽減対策	豊川	本川	豊橋市牛川町	左岸	6.2～7.6	築堤
〃	〃	〃	豊橋市牛川町	左岸	9.2～10.2	小堤
〃	〃	〃	豊川市三上町	左岸	15.4～15.8	〃
〃	〃	〃	豊川市金沢町	左岸	19.6～20.2	〃

① 本堤（完成堤）による水害の防除および本堤と同等の治水安全度の確保について



とよかわのかわづくりパンフレット (2011.10) より抜粋

3. 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画

3.1 計画の目標

本計画は、小堤設置等のハード対策により浸水頻度・浸水面積・浸水時間等を軽減させると共に、霞堤地区内の浸水状況等の情報提供などのソフト対策により浸水被害の軽減を図ることを目標とする。

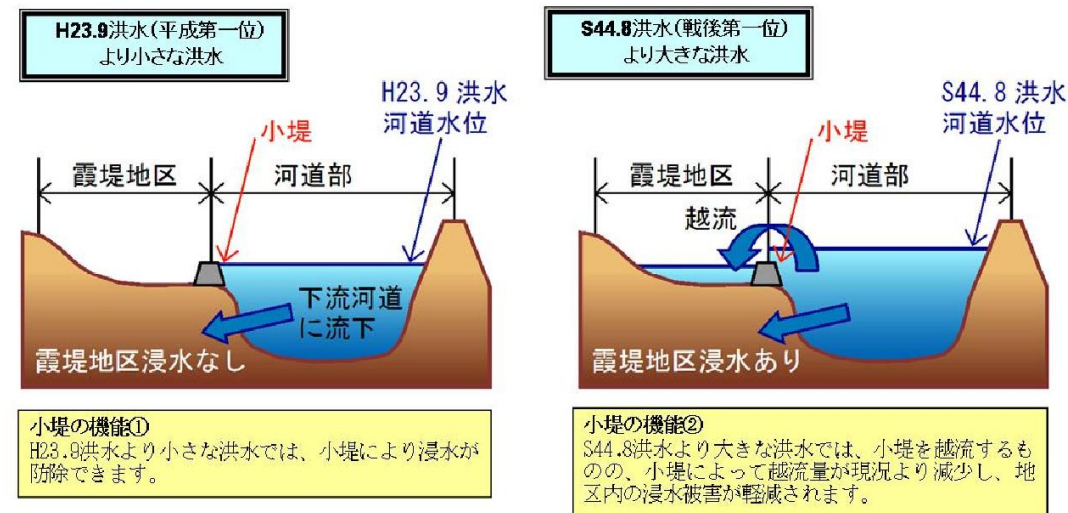
ソフト対策・ハード対策の実施にあたっては、関係する行政機関や地域住民が一体となって、推進することが必要である。

3.4.2 ハード対策

霞堤地区の浸水被害の軽減を図るため、各霞堤地区の開口部に小堤を設置する。

小堤の築堤高は、石田水位観測所の水位において平成第一位を記録し、霞堤地区に多大な被害をもたらした平成 23 年 9 月洪水が再来しても、河川整備計画完了時には外水氾濫しない高さとする。

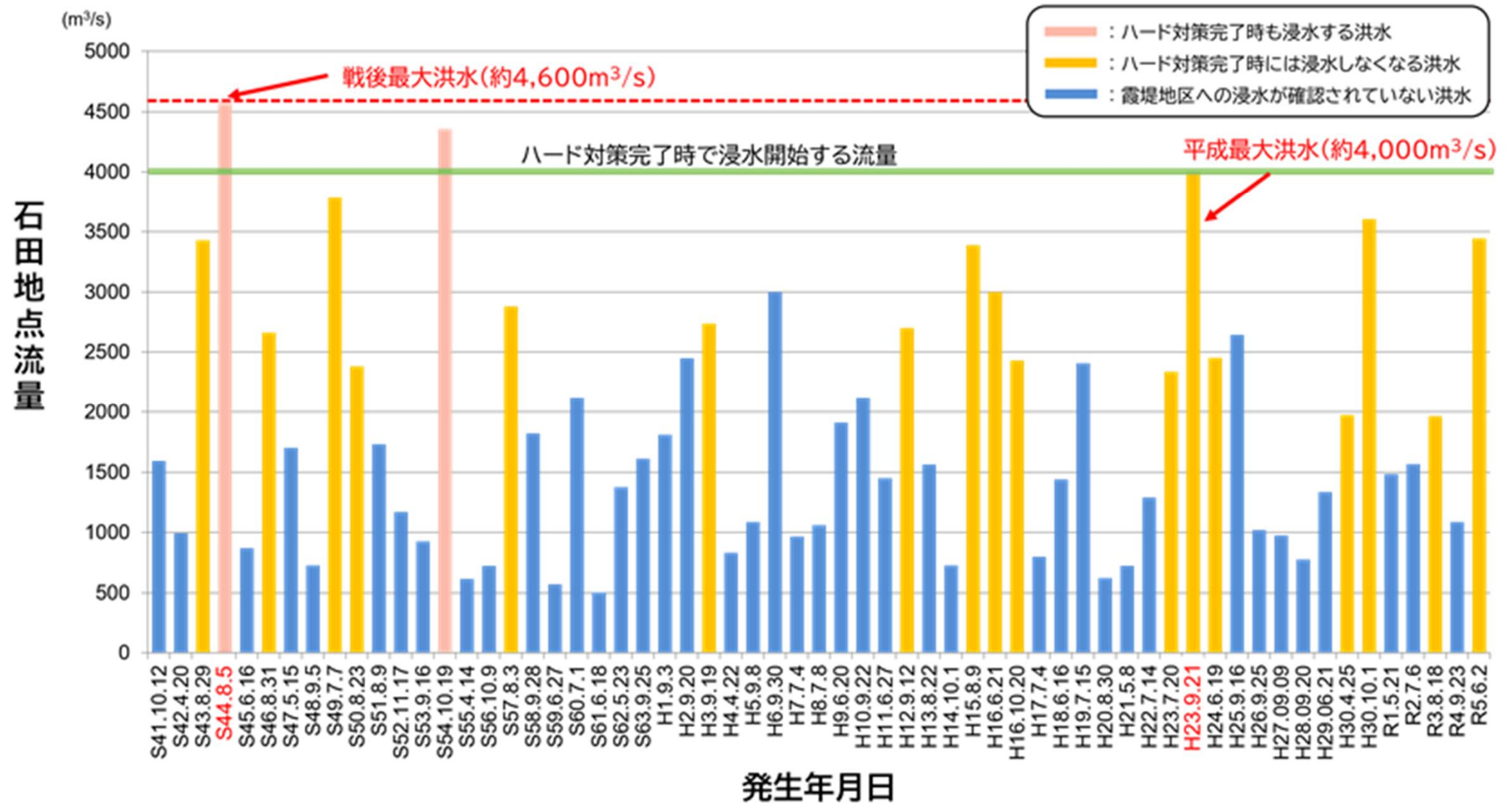
なお、小堤は、越流時の流速に耐えられるような被覆構造にするとともに、堤内側の流速を抑えられるようにする。



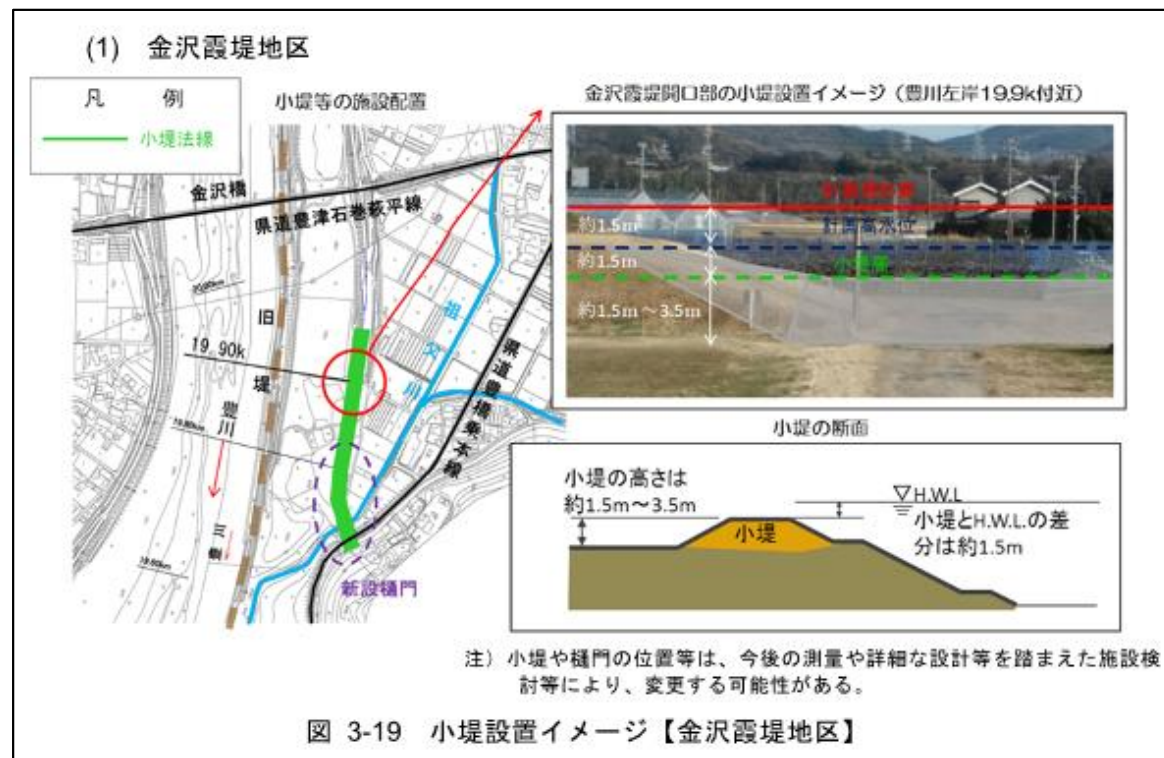
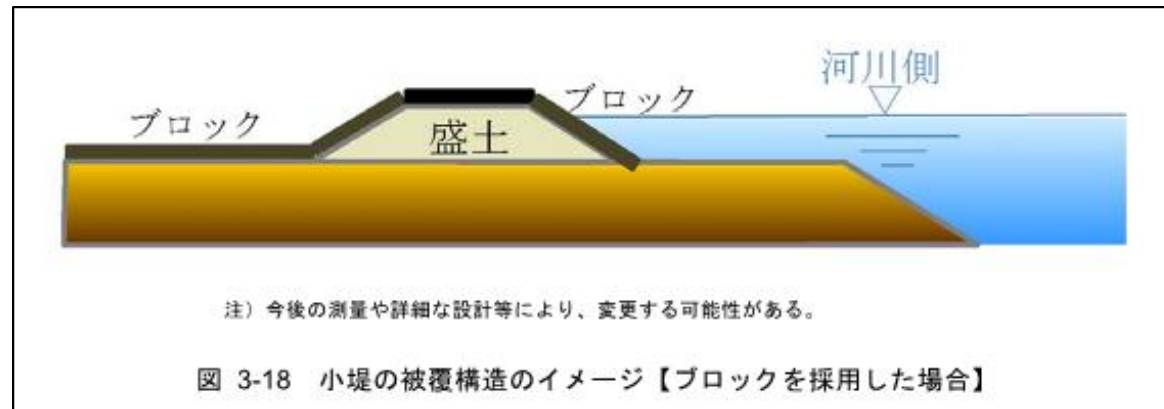
注）ハード対策：河川整備計画で予定している河道改修、小堤設置、設楽ダム（牛川霞については暫定堤）

図 3-17 小堤の機能（イメージ）

① 本堤（完成堤）による水害の防除および本堤と同等の治水安全度の確保について



① 本堤（完成堤）による水害の防除および本堤と同等の治水安全度の確保について



① 本堤（完成堤）による水害の防除および本堤と同等の治水安全度の確保について

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

○近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

変 化

気候変動の影響

今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため、整備の加速と、対策手法の充実が必要。

社会の動向

人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。

技術革新

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

対策の 重要な 観点

強靱性

甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える

包摂性

あらゆる主体が協力して対策に取り組む

持続可能性

将来にわたり、継続的に対策に取組、社会や経済を発展させる

これからの 対策

気候変動を踏まえた、**計画の見直し**

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して
流域全体で行う持続可能な治水対策
「流域治水」への転換

地元説明会でのご意見について

・地元説明会にていただいたご意見について、以下のとおり回答いたします。

○主なご意見	事務局
6 河川法と水防法に「緊急時には住民の土地を使う、（工作物その他の障害物を）処分する」といった記載があり。その際には、「損失を時価で補償しなければならない」等の記載がある。内水氾濫や越水ならともかく、常に洪水が起きた場合は河川の水を田畑に入れる、緊急、一時的でなく当たり前のように常に遊水地のように使用することとしている。法では、緊急一時的使用に借用することでさえ、損失を賠償することになっているのだから、損失を補償する必要があると考えるがいかがか？	6 河川法第22条第3項に規定されている「通常生ずべき損失を補償しなければならない。」により補償可能ではないかというご意見について、本条は洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合に被害を軽減する緊急措置における現場での公用収用及び公用使用に関する規定であることから、霞堤地区内の浸水に対しての補償はできません。 また、水防法第28条第3項に規定されている「時価によりその損失を補償しなければならない」により、補償可能ではないかというご意見について、本条は、水防のため緊急に必要なあるときの、水防の現場での公用収用及び公用使用に関する規定であることから、霞堤地区内の浸水に対しての補償はできません。

浸水被害に対する補償・支援の勉強会の開催報告



参考-2

作成日_作成担当課_用途_保存期間

◆ 下記、地元からの補償支援に係る意見への対応を話し合うため関係機関との間で勉強会を開催した。

- ・国の治水対策の遅れで霞地区が長年、危険にさらされているので家屋浸水被害、農作物被害など浸水被害に対する補償、支援をしてほしい。
- ・災害ゴミの処分などに対する支援もしてほしい。

(1) 補償・支援への意見への対応について

① 豊川市との打ち合わせ R6.7.4

- ・豊川市と豊橋河川事務所において補償支援に係る意見に対して打ち合わせの場を設け、現行の被災者支援制度の内容、相談窓口等を整理した。
- ・参加機関・・・豊川市(道路河川管理課、危機管理課、行政課、地域福祉課、農務課、商工観光課、清掃事業課)、豊橋河川事務所

② 補償支援勉強会について R7.1.15

- ・市、県(農水)、国で勉強会を開催し、問題点などを共有するとともにどんなことが可能かについて話し合いをおこなった。
- ・参加機関・・・豊川市(道路河川管理課、危機管理課、行政課、地域福祉課、農務課、商工観光課、清掃事業課)、豊橋市河川課(オブザーバー)、東三河農林水産事務所、豊橋河川事務所
- ・結論・・・小堤整備途上および整備後の浸水による農作物等被害に対して霞に特化した補償支援はむずかしい。保険に入って災害に備えていただくことが基本であるため、国が定めている公的な保険制度である収入保険への加入を再度、促す。

② 霞堤地区における浸水被害に対する補償・支援について

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※グタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助品(畑作物の直接支払交付金等の数値)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

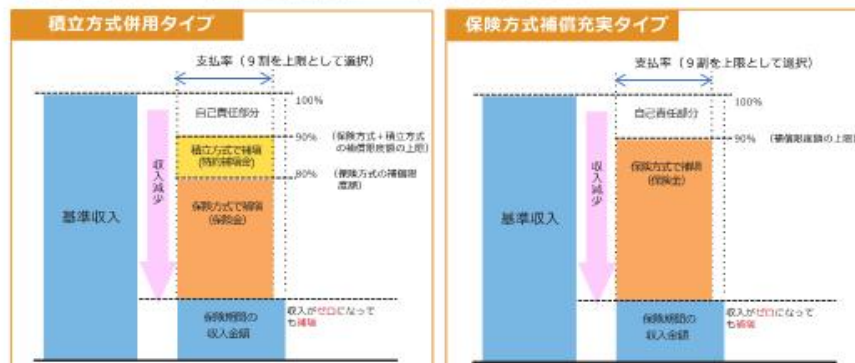
- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

農林水産省

(4) 保険料、積立金等

- 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合、1.495%(国庫補助率)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動します。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補償に使わない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%・積立方式10%・支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%・支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料(事務費)を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

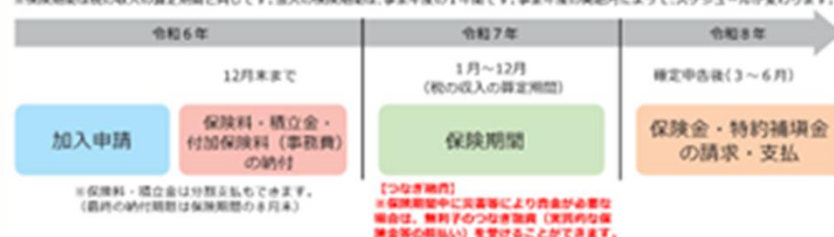
インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7148)へお問い合わせください。



収入保険
検索
Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/kosei/nogyoshiken/>
kyunshuhoken/index.html

(2024.12)

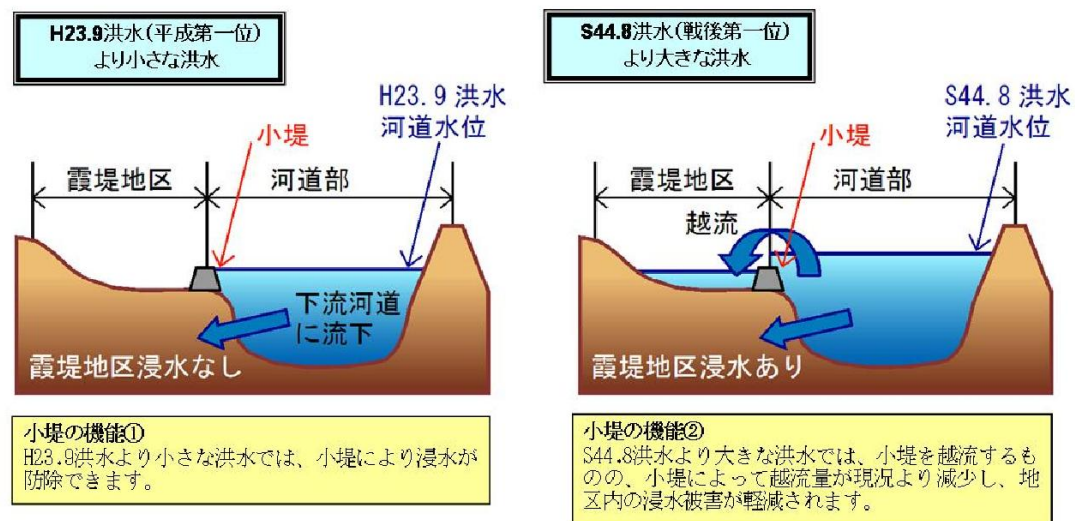
③ 災害予防対策、災害応急対策等の災害対応について

3.4.2 ハード対策

霞堤地区の浸水被害の軽減を図るため、各霞堤地区の開口部に小堤を設置する。

小堤の築堤高は、石田水位観測所の水位において平成第一位を記録し、霞堤地区に多大な被害をもたらした平成 23 年 9 月洪水が再来しても、河川整備計画完了時には外水氾濫しない高さとする。

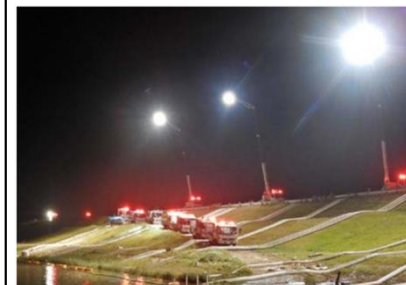
なお、小堤は、越流時の流速に耐えられるような被覆構造にするとともに、堤内側の流速を抑えられるようにする。



注) ハード対策：河川整備計画で予定している河道改修、小堤設置、設楽ダム（牛川霞については暫定堤）

図 3-17 小堤の機能 (イメージ)

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画（H28.7策定） より抜粋



TEC-FORCEパンフレット より抜粋

④ 霞堤の法的な根拠、位置づけについて

1.1.2 治水事業の沿革

(1) 治水事業の沿革

豊川における治水事業は中世にまでさかのぼると言われ、江戸時代には吉田の城下町等を洪水から守るため、霞堤と称される不連続な堤防が豊川中下流部に設けられたといわれている。現在知られている霞堤は、下流より牛川、大村、下条、当古、三上、二葉、賀茂、金沢及び東上の9箇所である。

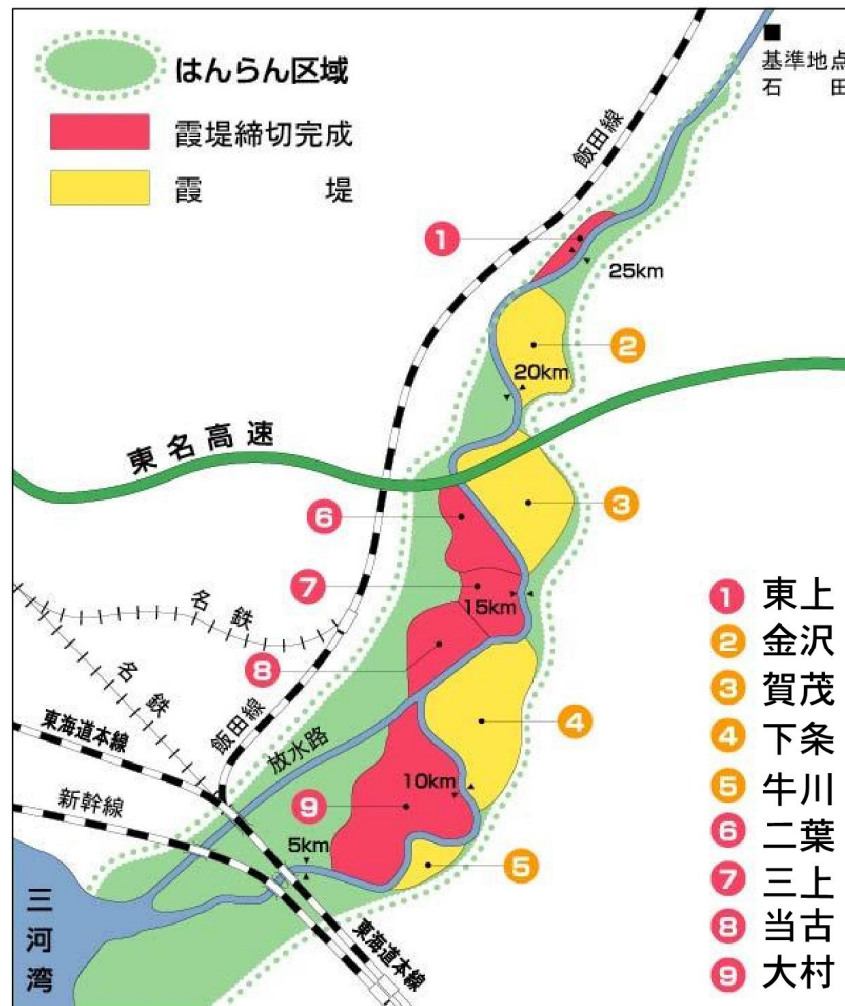


図 1.1.2 霞堤位置図

3.2.1 霞堤対策

下条、賀茂および金沢の各霞堤では、小堤の設置とあわせて関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策などにより浸水被害の軽減を図る。

牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消する。

表 3.2.1 霞堤対策の施工場所と工事の内容

目的	河川名	本支川の別	場所	左右岸の別	距離標(k)	主な工事の内容
浸水被害軽減対策	豊川	本川	豊橋市牛川町	左岸	6.2～7.6	築堤
"	"	"	豊橋市牛川町	左岸	9.2～10.2	小堤
"	"	"	豊川市三上町	左岸	15.4～15.8	"
"	"	"	豊川市金沢町	左岸	19.6～20.2	"

豊川水系河川整備計画（H13.11策定、H18.4変更）より抜粋

⑤ 豊川放水路分流堰ゲート操作の変更について



豊川放水路完成50周年記念HP より抜粋（一部加工）

⑥ 霞堤区間における危険水位の設定、氾濫発生情報について



⑦ 緊急安全確保の発令について

3 避難情報により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動等については、下表によるものとする。

警戒レベル	区分	発令時の状況
警戒レベル3	高齢者等避難	【高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する ・その他の人は、立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位の上昇のおそれのある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる
警戒レベル4	避難指示	【全員避難】 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」へ避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
	避難指示 (重ねて周知)	・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する
警戒レベル5	緊急安全確保	【災害発生】 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する

⑧ 水防事務組合の設立について

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(12) 関係機関が参加連携した実働訓練への参加

- 水防活動が減少し、水防工法の伝承が困難であるため、関係機関が参加連携した実働訓練に参加する。

令和6年度の実施内容

- 6月に豊橋市水防訓練を実施(豊橋市)
- 5月に豊川市水防訓練を実施(豊川市)

令和7年度の実施予定

- 令和7年5月に豊橋市水防訓練を実施予定(豊橋市)
- 令和7年5月に豊川市水防訓練を実施予定(豊川市)

豊橋市



浸水地域からの救助訓練(北島河川敷広場)



水没車両救助訓練(豊橋市消防総合訓練場)



水防工法訓練(梅田川右岸植田橋付近)



災害対策本部室(豊橋市役所)

▲水防訓練の様子

豊川市



▲水防訓練の様子